

呉市電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（端末を含む。以下同じ。）と入札参加資格者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を利用して行う建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量及び工事に関する設計、調査その他建設コンサルタント業務等をいう。以下同じ。）の入札等（随意契約の相手方の選定を含む。以下同じ。）について、これを実施する場合の事務取扱いに関し、法令、他の要領等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 電子情報処理組織を利用して、入札参加申請等から落札者等の決定までの手続（随意契約の相手方の選定に係る手続を含む。以下「入開札手続」という。）を処理するシステムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して入開札手続を行う入札等をいう。
- (3) 利用登録者 電子入札システムを利用することができるものとして登録されている者をいう。
- (4) 電子参加 入札者（随意契約の相手方の選定における見積書の提出者を含む。以下同じ。）が、電子入札システムを利用して入札等に参加することをいう。
- (5) 書面参加 入札者が、入札等の手続の一部に電子入札システムを利用しないで参加することをいう。
- (6) 電子入札者 電子入札システムを利用する入札参加資格者をいう。
- (7) 書面参加者 市長に書面参加の承認を受けた入札参加資格者をいう。
- (8) 開庁日 呉市の休日定める条例（平成元年呉市条例第35号）第1条第1項に規定する市の休日以外の日をいう。
- (9) 電子くじ 電子入札システムにおける演算（入札者が指定した任意の番号、入札書（随意契約の相手方の選定において提出する見積書を含む。第4条から第6条まで及び第13条において同じ。）到達時刻その他の任意の数値及び一定の演算式を用いた演算をいう。）の結果によるくじ引きをいう。

(電子入札の対象等)

第3条 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札は、原則として電子入札を行うものとし、随意契約の相手方の選定のうち、市長が適当と認めるものについては電子入札を行うことができるものとする。

2 電子入札による入札等の案件（以下「電子案件」という。）に参加できる者は、利用登録者に限るものとする。

(電子案件への参加方法等)

第4条 利用登録者は、電子案件に参加するときは、電子参加をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用登録者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札参加申請書の受付締切予定日時の1時間前までに、又は第6条第1項第1号イに規定する入札書の受付締切予定日時の1時間前までに別記様式第1号の書面を提出し、市長の承認を得た上で、当該電子案件におけるその後の手続について書面参加をすることができるものとする。

- (1) 商号若しくは名称又は代表者の変更により、電子入札に必要なICカードに格納されている情報が事実と一致しなくなった場合。ただし、当該変更後、原則1か月以内にICカードの再取得の手続を開始しているときに限る。
- (2) 破損、盗難等のため、電子入札に必要なICカードが使用できなくなった場合。ただし、当該破損、盗難等の発生後、原則1か月以内にICカードの再発行の手続を開

始しているときに限る。

(3) 当該利用登録者の使用に係る電子計算機に障害が発生した場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、やむを得ない理由によって電子参加をすることができない状態になった場合

3 当初から書面参加をし、又は前項の規定により途中から書面参加に変更した利用登録者については、電子参加に復帰することを認めないものとする。

4 書面参加の方法で行われた行為は、これと両立しない電子参加の方法で行われた場合（前項の規定に違反することが明らかなものを除く。）は、無効とする。この場合において、当該行為が入札書の提出である場合は、当該電子参加に相当する入札書提出行為と書面参加による入札書提出行為の両方を無効とする。

（システム障害等）

第5条 市長は、電子情報処理組織又は電子入札システムの障害等により、電子案件において電子入札システムを使用した入札手続が不可能となったときは、入札等の延期又は書面による入札への移行など適切な処置を講じるものとする。この場合において、市長は、電話、ファクシミリその他の電子入札システムを使用しない方法により、次の各号に掲げる入札等の区分に応じ、当該各号に定める者に必要な事項を通知するものとする。

(1) 一般競争入札 市長に入札参加申請書その他の書類を提出した者

(2) 指名競争入札 市長からの指名通知を受けた者

(3) 随意契約 市長からの見積等の依頼を受けた者

2 電子入札者は、自己の使用に係る電子計算機についてコンピュータウィルスの感染防止を目的とするウィルス対策用のアプリケーションを導入するなどの対策を講じるものとする。この場合において、ウィルス対策用のアプリケーションの種類は指定しないが、常に最新のパターンファイルを適用し、入札参加申請書、入札書等を作成し、又は提出するときは、必ずウィルス感染チェックを行うものとする。

3 提出された入札参加申請書、入札書等がウィルスに感染していることが判明した場合は、市長は、直ちに処理作業を中止し、電子入札システムの管理者に連絡するとともに、その後の書類の提出方法を当該電子入札者と協議するものとする。

（電子案件の登録等）

第6条 電子案件の選定及びその内容の決定は、呉市工事請負業者選定に関する規程（昭和39年呉市訓令第8号）第8条に規定する呉市入札参加業者選定委員会に諮った上で行うものとする。この場合において、当該電子案件における手続の日時については、次のとおりとする。

(1) 原則として、入札書の受付期間は連続する2日間とし、入札書の受付の開始及び締切の予定日時は次のとおりとする。

ア 入札書の受付開始予定日時は、入札日初日の午前9時とする。

イ 入札書の受付締切予定日時は、アにより定める日の翌開庁日の午後4時とする。

(2) 開札予定日時は、前号イにより定める日の翌開庁日以降の適宜の時刻とする。

(3) 内訳書の開封予定日時（工事費内訳書又は業務費内訳書の内容を確認する予定日時をいう。）は、入札書の受付締切予定日時の後であって、かつ、開札予定日時以前である適宜の日時とする。

2 市長は、前項の規定により電子案件の選定及びその内容の決定をしたときは、当該電子案件について、入札等の方式、建設工事等の概要、手続の日時その他の必要な事項を電子入札システムに登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録した内容を変更するときは、速やかに登録を修正するものとする。ただし、電子入札システムの技術的な理由により当該登録修正が不可能な場合は、当該登録を取り消す等適切な措置を講じるものとし、当該講じた措置に関する必要事項の通知については、前条第1項の規定を準用するものとする。

(公告)

第7条 電子案件（一般競争入札であるものに限る。）の公告においては、電子案件である旨その他必要な事項を記載するものとする。

(入札参加申請書等の提出)

第8条 事前審査方式の一般競争入札である電子案件に電子参加しようとする者は、必要な事項を入力した入札参加申請書を、電子入札システムを利用して市長に提出するものとする。

2 前項に規定する者は、入札参加申請書の添付資料（次項に規定するものを除く。）を別表左欄に掲げるアプリケーションにより同表右欄に定めるファイル形式で保存した電子ファイルとして作成し、電子入札システムの機能を利用して、入札参加申請書の添付ファイルとして提出するものとする。ただし、電子ファイルの容量が電子入札システムの制限容量を超えることとなる場合は、書面により提出するものとする。

3 入札参加申請書の添付資料のうち、施工実績証明書等その性質上電子ファイルによる提出に適さないものは、書面により提出することができるものとする。

4 第1項に規定する者は、書面により提出する添付資料がある場合は、これを郵送、ファクシミリ（市長が認めた場合に限る。）又は持参により市長に提出するものとする。この場合においては、当該書面を、入札参加申請書の提出締切予定日時までに市長に到達させなければならない。

5 事後審査方式の一般競争入札である電子案件において、開札手続きの終了後、落札候補者に選定された者は、資格要件確認書類を公告の定める方法により提出するものとする。ただし、電子入札後に第4条第2項各号のいずれかに該当する場合は、資格要件確認書類の受付締切予定日時の1時間前までに別記様式第2号の書面を提出し、市長の承認を得た上で、当該資格要件確認書類等を書面で提出できるものとする。

(受付票の発行等)

第9条 市長は、入札参加申請書及び必要な添付資料のすべてを提出した電子入札者に対して、入札参加申請書受付票を電子入札システムにより発行するものとする。

2 一般競争入札に係る入札参加資格確認結果通知書は、電子入札システムを使用して電子入札者に送付するものとする。

(指名通知)

第10条 指名競争入札である電子案件の指名通知書は、電子入札システムを使用して電子入札者に送付するものとする。

(入札書等の提出等)

第11条 一般競争入札又は指名競争入札である電子案件における電子入札者は、必要な事項を入力した入札書に工事費内訳書又は業務費内訳書を添付して、電子入札システムを利用して市長に提出するものとする。

2 随意契約の相手方の選定である電子案件における電子入札者は、必要な事項を入力した見積書を、電子入札システムを利用して市長に提出するものとする。

(工事費内訳書又は業務費内訳書の作成及び提出)

第12条 前条第1項の電子案件における工事費内訳書又は業務費内訳書の作成及び提出の方法については、第8条第2項及び第4項に規定する入札参加申請書の提出方法を準用する。

2 第4条第2項の規定による書面参加者は、次の事項を記載した封筒に封入して、入札書及び工事費内訳書又は業務費内訳書を提出しなければならない。

(1) 提出者の商号又は名称

(2) 入札書及び工事費内訳書又は業務費内訳書が在中している旨

(3) 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日

(入札辞退等)

第13条 電子入札者は、当該入札等を辞退しようとするときは、入札書を提出すること

なく、入札書の受付締切予定日時までに電子入札システムを利用して辞退届を提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、入札書の受付締切予定日時までに電子入札システムを利用して入札書を提出しなかった電子入札者は、当該入札等を辞退したものとみなす。
- 3 入札者は、既に提出した入札書及び工事費内訳書又は業務費内訳書を書き換え、引き換え、又は撤回することができない。
- 4 電子入札者による入札書の提出後において、当該入札等の参加条件を満たさないこととなった場合その他当該建設工事等に係る契約の相手方となることができない事由が生じた場合は、当該入札等に参加する資格のない者がした入札等として当該入札書の提出を無効とする。この場合において、当該電子入札者は、開札予定日時までにその旨を市長に届け出なければならない。

(書面による辞退届の提出)

第13条の2 事前審査方式の一般競争入札である電子案件において、第9条第2項の規定により入札参加資格確認結果通知書の送付を受けた電子入札者が前条第1項の規定による辞退届を提出したときは、速やかに、辞退理由等を記した書面を市長に提出しなければならない。

(開札処理)

第14条 一般競争入札又は指名競争入札である電子案件の開札処理を行うときは、当該入札の参加者（立会いを希望する者に限る。）及び当該入札事務に関係のない職員を立会者として立ち会わせるものとする。

- 2 開札処理は、書面参加者の入札書を開封してその入札金額を電子入札システムに登録した上で、電子入札者の入札書を電子入札システムを使用して一括開札するものとし、前項の立会者による開札結果の確認後、落札者を決定又は落札候補者を選定するものとする。
- 3 落札者を決定した場合は、電子入札システムその他の適当な手段により、落札者の決定を入札参加者全員に通知するものとする。
- 4 落札候補者を選定した場合は、電子入札システムその他の適当な手段により、事後審査資料提出依頼書を落札候補者に通知するものとする。
- 5 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定又は落札候補者を選定するものとする。
- 6 前項に規定する場合において、市長が特に必要と認めるときは、同項の規定にかかわらず、書面によるくじ引きにより落札者を決定するものとする。
- 7 開札を延期し、又は中止する場合は、市長は、電子入札システムその他の適切な手段により、開札を延期する旨及び変更後の開札予定日時又は開札を中止する旨を入札書を提出している者全員に通知するものとする。
- 8 電子案件における電子入札の結果、落札者がいないために再度の入札（以下「再入札」という。）を行う場合は、市長は、電子入札システムその他の適切な手段により、その旨、入札結果及び再入札の日時（入札書の受付期間は、原則として、当初の入札の開札日の翌開庁日の午前9時から午後4時までとする。）を入札参加者全員に通知するものとする。
- 9 電子参加により1回目の入札を行った者が、再入札において書面参加に変更しようとする場合の手続については、第4条第2項の規定を準用する。
- 10 再入札の結果、落札者がいないために更に行う再度の入札は、再入札の手続に準じて、原則として、再入札の開札日の翌開庁日に行うものとする。
- 11 随意契約の相手方の選定である電子案件の見積合わせの処理は、前各号の規定による開札処理に準じて行うものとする。

(ICカードの不正使用等)

第15条 電子案件において、開札までにICカードの不正使用等が判明した場合は、当

該不正使用等を行った者の当該案件への入札参加資格又は指名を取り消すものとする。

- 2 電子案件において、落札後から契約締結前までにＩＣカードの不正使用等が判明した場合は当該契約締結を行わず、契約締結後に不正使用等が判明した場合は着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

- 3 市長は、電子案件においてＩＣカードの不正使用等をした者に対して、指名停止等を行うことができる。

（書面参加における書類提出等）

第１６条 一般競争入札又は指名競争入札である電子案件において書面参加者が入札書及び工事費内訳書又は業務費内訳書を提出する場合は、当該書面参加者は、入札書及び工事費内訳書又は業務費内訳書が在中している旨並びに第１２条第２項第１号及び第３号に掲げる事項を記載した封筒に同封し、持参により市長に提出するものとする。

- 2 随意契約の相手方の選定である電子案件において書面参加者が見積書を提出する場合は、当該書面参加者は、見積書が在中している旨並びに第１２条第２項第１号及び第３号に掲げる事項を記載した封筒に封入し、持参により市長に提出するものとする。

- 3 前２項に規定する場合において、当該書面参加者は、入札書又は見積書に３桁の任意の番号を記載するものとする。ただし、当該記載のないときは、「００１」と記載されたものとみなす。

- 4 第１項及び第２項に規定する入札書又は見積書及び工事費内訳書又は業務費内訳書が第６条第１項第１号イに規定する入札書の受付締切予定日時までに提出されたときは、市長は、これを開封することなく入札箱その他の施錠できる場所において、開札予定日時までこれを厳重に保管しておかなければならない。

（書類の様式に関する特例）

第１７条 電子入札システムの仕様によって発行された書類は、それぞれ所定の様式にしたがって作成された書類とみなす。

（その他）

第１８条 この要領に定めるもののほか、電子入札の実施に当たって必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要領は、平成２３年４月１日から実施する。

- 2 呉市電子入札試行要領（平成１８年１０月１０日実施）は廃止する。

付 則

この要領は、平成２５年４月１日から実施する。

付 則

この要領は、平成２８年４月１日から実施する。

付 則

この要領は、平成３０年４月１日から実施する。

付 則

この要領は、令和元年５月１日から実施する。

付 則

この要領は、令和６年４月１日から実施する。

別表（第 8 条関係）

アプリケーション名	ファイル形式
Microsoft Word	
Microsoft Excel	
その他のアプリケーション	PDF 画像ファイル（JPEG，TIFF又はGIF形式） 圧縮ファイル（Zip又はCab形式。ただし，自己解凍形式（EXE形式）は認めない。） その他市長が認めた形式

書面参加申請書

年 月 日

呉市長様

(申請者)

所在地
商号又は名称
代表者名 印

次の案件は電子入札の対象案件ではありますが、当社は、次の理由により、今回は電子入札システムを利用しての参加ができないため、書面参加を行います。

1 発注件名

工事（業務）番号

工事（業務）名称

2 電子入札システムを利用しての参加ができない理由

発注者処理欄	担当	主査	課長補佐	主幹	課長
書面参加を承認してよろしいですか。					
入札参加申請締切日時： 年 月 日 時 分					
入札書提出締切日時： 年 月 日 時 分					
本申請書受付日時： 年 月 日 時 分					
受付者職氏名： 職名 氏名					
書面参加承認日時： 年 月 日 時 分					
承認結果通知方法： 口頭 ・ 電話 ・ その他（ ）					
入札書等受付日時： 年 月 日 時 分					
特記事項：					

資格要件確認書類書面提出申請書

年 月 日

呉 市 長 様

(申請者)

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名 印

次の案件は電子入札システムによる資格要件確認書類等の送付対象案件ではありますが、当社は、次の理由により、今回は電子入札システムを利用しての送付ができないため、書面で提出を行います。

1 発注件名

工事（業務）番号

工事（業務）名称

2 電子入札システムを利用しての提出ができない理由

発注者処理欄	担当	主査	課長補佐	主幹	課長
書面提出を承認してよろしいですか。					
資格要件確認書類提出締切日時： 年 月 日 時 分					
本申請書受付日時： 年 月 日 時 分					
受付者職氏名： 職名 氏名					
書面提出承認日時： 年 月 日 時 分					
承認結果通知方法： 口頭 ・ 電話 ・ その他（ ）					
資格要件確認書類受付日時： 年 月 日 時 分					
特記事項：					